

宅地建物取引士登録移転申請書の提出書類一覧

提出先	必要書類等	注意事項
登録移転前の 都道府県	登録移転申請書	
	顔写真	<p>申請前6か月以内に撮影した、縦3cm、横2.4cmの大きさと、顔の大きさが約2cmに写っている、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。 ただし、ポラロイド写真、光沢紙でないもの、画像が不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可。 必要枚数は、登録移転申請書貼付用1枚。</p> <p>※なお、宅地建物取引士証の交付を受ける必要がある場合は、別途宅地建物取引士証貼付用が必要なので、宅地建物取引士証交付事務の担当へ確認する。</p>
	業務に従事し、又は従事しようとする宅建業者が作成した雇用証明書	<p>(様式の有無、雇用証明書として認められる書類など、事前に登録移転先の都道府県に確認する。)</p> <p>宅建業務に従事していることの記載があること。 申請者が代表者である場合は、雇用証明書に代えて宅建業者免許証の写しを添付する。</p>
	登録移転申請手数料	<p>8,000円 東京都へ移転する場合は、東京都不動産課に設置されている手数料収納機で手数料シールを購入し、申請書正本に貼付する。 その他の道府県に移転する場合は、移転先の道府県の収入証紙を貼付する。過貼付は還付しない場合があるので、必ず申請手数料相当額分を貼付する。 なお、北海道収入証紙は、主に道内の銀行、コンビニなどの北海道証紙売りさばき所で購入できる。</p> <p>※北海道収入証紙に関するホームページ (北海道証紙売りさばき所地区別名簿の掲載等あり) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/urisabaki_syo_itiran.htm</p>
	宅地建物取引士証交付申請書	<p>宅地建物取引士証の交付を受ける必要がある場合は、登録移転申請とあわせて手続きする。 申請方法、申請手数料などは、登録移転先の都道府県に確認する。</p>